

とりたべローカルインフルエンサー登録要綱

制 定 令和5年6月23日付第202300074066号

最終改正 令和7年5月7日付第202500034983号

鳥取県農林水産部長通知

(目 的)

第1条 この要綱は、次に掲げる「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、鳥取県（以下「県」という。）で生産された農林水産物を食材としたメニューを提供する飲食店や加工品等を取材し、特設サイト「とりたべ」等を通して県の食に関する魅力を積極的にPRする者を「とりたべローカルインフルエンサー」として登録し、広く県内外に鳥取の食の素晴らしさを発信していくことを目的とする。

—食パラダイス鳥取県—

これまで「食のみやこ鳥取県」を標榜し、県民が食の豊かさや食文化を実感し、誇りの持てる風土づくりを進めてきました。それらを素地として、観光と連携した豊かな食の魅力を磨き上げ、新たに「食パラダイス鳥取県」としてステージアップを図ります。

また、世界に誇るべき鳥取県の農林水産物を国内外に力強く発信することで、販路の開拓や輸出拡大並びに国内外から幅広い層の誘客を促進します。

さらには、これまで以上に県民に本県の自然に育まれた食の豊かさを実感いただきつつ、県民自らが行う県内各地域の食の魅力の発信を推進します。

これらにより、豊かな地域資源を活用して作られた県産品の評価向上と農林水産業はもとより、商工業・観光サービス業等の多様な産業の振興に繋げていくことにより、心豊かな食文化の醸成と経済発展を目指します。

(対象とするとりたべローカルインフルエンサーの要件)

第2条 とりたべローカルインフルエンサーとして登録の対象とする事業者の要件は、次に掲げる者とする。

- (1) 県内在住又は県内が勤務地の成年者（ただし、高校生は除く。）
- (2) SNS（Facebook、X（旧Twitter）、Instagram等）を活用している者
- (3) SNSフォロワー合計2,000以上、又は専門知識のある者
- (4) 県の食の魅力を強力にPRしていただける者
- (5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (6) その他鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局長（以下「市場開拓局長」という。）が認める者

(応募方法)

第3条 とりたべローカルインフルエンサーの登録を受けようとする者は、県が定める日までに様式第1号の申請書を鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課へ提出するものとする。

(活動内容)

第4条 とりたべローカルインフルエンサーは次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 「とりたべ」に掲載するための飲食店等への取材及びその食事レポートの掲載
- (2) 県で生産された農林水産物を食材としたメニューを提供する飲食店や加工品等、県の食に関する魅力のPR

(申請に当たっての注意事項)

第5条 事業者は、次に掲げる事項を承諾した上で登録申請するものとする。

(1) 県で生産された農林水産物を食材としたメニューを提供する飲食店や加工品等、県の食に関する魅力のPRに係る施策への協力を行うこと。

(例：県がSNSで広報した食のイベント案内や紹介に関するPRの拡散等)

(2) 「とりたべ」に掲載された情報(取材した飲食店のメニュー内容やその画像等)及び県の食に関する魅力のPRのために制作し県に提供した画像・動画等については、県が食に関するPR(例：県SNSでの発信、グルメ特集のためのチラシ作成等)を行う際に自由に使用できること。

なお、県は当該制作物を使用するに当たって、著作権の表示をしない。

(3) とりたべローカルインフルエンサーとして取材し、とりたべに掲載された食事レポートは、登録期間が終わった後もとりたべに掲載されること。

(登録)

第6条 県は、とりたべローカルインフルエンサーについては申請の内容を確認した上で登録し、申請した事業者の様式第2号をもって通知するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は、登録した日から登録日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第8条 県は、とりたべローカルインフルエンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。なお、3号に該当する場合には、県に登録辞退届出書(様式第3号)を提出するものとする。

(1) 第4条各号に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき。

(2) とりたべローカルインフルエンサーとしての適格性を欠くに至ったとき。

(3) 本人が希望するとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、とりたべローカルインフルエンサーの制度の運用について必要な事項は、市場開拓局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年6月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年5月7日から施行する。

様式第1号

とりたペローカルインフルエンサー登録申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

とりたペローカルインフルエンサー登録要綱の内容を承諾し、登録を申請します。

氏名（ふりがな）		()	
年齢（生年月日）		歳 ()	
住所			
連絡先	電話		
	E-mail		
職業等	職種 (会社名)	()	
	活動同意	とりたペローカルインフルエンサーの活動に対する職場の同意の有無 □有 □無	
SNSの活用状況		※申請時点のもの	
		種類	アカウント名
		Instagram	
		X (旧Twitter)	
		YouTube	
		Facebook	
		Tik Tok	
		note	
		その他	
情報発信活動について		これまで県、市町村、公的機関等と連携した活動の経験があれば記入ください。 (ふるさと大使、インフルエンサー活動、研修講師等)	
		活動内容	連携期間
		公的機関以外で同様な活動の経験があれば記入ください。	
		活動内容	連携期間
応募資格の確認 (該当する項目すべてにチェックをいれてください。)		☐ 鳥取県内在住又は鳥取県が勤務地の成年者（ただし、高校生は除く。）である。 ☐ SNS（Facebook、X（旧Twitter）、Instagram等）を活用している。 ☐ SNSフォロワー合計2,000以上、又は専門知識がある。 ☐ 鳥取県の食の魅力を強力にPRしていく意欲に満ちている。 ☐ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない。	

とりたべに掲載する自己紹介文	
----------------	--

【応募・問合せ先】

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課

電話 0857-26-7834 ファクシミリ 0857-21-0609

電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

様

鳥取県知事 平井 伸治

とりたべローカルインフルエンサーの登録について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり「とりたべローカルインフルエンサー」に登録しましたので、とりたべローカルインフルエンサー登録要綱（令和5年6月23日付第202300074066号鳥取県農林水産部長通知）第6条の規定により通知します。

ついては、日頃の取組の中で、鳥取県の食及び食文化の豊かさを消費者の皆様に積極的に発信してくださるよう御協力をよろしくお願いします。

記

登録番号	登録名	登録者名
	とりたべローカルインフルエンサー	

様式第3号

とりたべローカルインフルエンサー登録辞退届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 所在地
氏 名

下記のとおり登録を辞退したいので届け出ます。

記

とりたべローカルインフルエンサーの登録を辞退したい理由